

平成30年度第3回

(2018年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 平成31年3月28日(木) 午後3時

場所 本庁 中層棟4階 第3委員会室

平成30年度第3回吹田市景観まちづくり審議会会議録
(要点筆記)

1. 開 会

- 大塚都市計画室参事

2. 挨拶

- 乾都市計画部長 《挨拶》

3. 会議進行

- 鳴海会長 本日、傍聴人はおられますか。
- 事務局 本日傍聴人はありません。

- 鳴海会長 それでは、第3回景観まちづくり審議会の議事に入ります。事務局より本日の案件について説明をお願いします。

4. 案件説明

報告 屋外広告物行政について

- 徳永主任《内容説明》

2020年4月からの屋外広告物条例の運用に向けて、屋外広告物条例の方向性や新たな規格基準等の設定について説明させていただきます。

本日の進行ですが、まずは、吹田市屋外広告物条例の方向性について、ご説明させていただきます。次に、新たな規格基準等の設定としまして、区域の設定や基準について説明させていただきます。

資料-1の1ページをご覧ください。吹田市屋外広告物条例の方向性についてまとめております。

1つ目は、地域特性に応じた規格基準等の設定としまして、地域区分を①制限緩和区域、②一般制限区域、③重点制限区域に区分するものでございます。それから、地域区分に対応した規格基準の設定については、地区特性に対応した屋上広告物・壁面・突出及び地上設置型広告物の規格基準を設定する、というものでございます。

2つ目は、「地域景観の魅力向上」として、特定（緩和・強化）を定める規定の追加、でございます。今後のまちづくりの進捗や市民の気運の高まりに合わせて地区を定めることができるよう予め規定を定める、というものでございます。また、その第1号として千里ニュータウン地区、江坂・万博公園周辺地区を指定します。

3つ目に、大阪府条例からの継承ということで、地上設置型広告物等の非自家用広告物の掲出を禁止する区域をわかりやすい区域設定に見直します。

4つ目に、広告物の質の向上としまして、吹田市屋外広告物ガイドラインを策定します。そして、事前協議制度を導入し、そのガイドラインを基に指導・誘導を行います。

5つ目に「新たな広告形態への対応」ということで、発光可変表示式広告物いわゆるLEDビジョン広告などについて交通安全上の配慮から一定の条件を付す、というものでございます。それから、電車又は自動車の外面を利用するものについて、規制を設けるということでございます。

6つ目の項目として、「役割り等の明確化」ということで、市等の責務、管理者の要件、広告主等の氏名の公表、でございます。

7つ目は、自家用広告物の適用除外規定を現行の7㎡から5㎡に変更するというものでございます。

8つ目は、新たな規格基準の設定にあたり、許可済みの広告物のうち、新たな基準に適合しなくなるものについて経過措置期間を設定するというものでございます。それでは、具体的な内容について説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

まず、「1 地域特性に応じた規格基準等の設定」でございます。「(1) 地域特性に応じた地域区分の設定」ということで、府条例では、道路軸をベースとし、その両側500mの区域を広告物の表示を制限する区域として、土地利用や道路からの距離により規格基準を定めています。地域区分の設定の方向性としましては、道路軸ベースではなく、市内全域にわたり土地利用に沿って区域を設定してはどうかと考えております。

今回新たに設定する地域区分図を資料-2に示しております。地域区分ごとの背景色を資料-1と対応させておりますので、資料1と2併せてご覧ください。

まず、禁止地域ですが、現行の第一種低層住居専用地域に追加して、第二種低層住居専用地域、生産緑地地区を新たに指定します。

許可区域の区分は、次の3つの地域に設定しております。一つ目は「制限緩和区域」：にぎわいのある景観づくりを進める地域、ということ、特性としまして商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進める地域でございます。対象地域は、商業地域、近隣商業地域です。二つ目は「一般制限区域」：産業と住宅とが共存していく景観の形成を図る地域にして、特性としましては、にぎわいの中にも地域にふさわしい景観を整えていく地域でございます。対象地域は、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域でございます。三つ目は「重点制限区域」：良好な環境で市民の生活が営まれる地域で、特性としまして市民の生活が営まれる地域でございます。対象地域は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域でございます。

次に、特に良好な景観の形成を積極的に推進していく必要性の高い地区として3つ

の地域を広告景観特定地区として指定したいと考えております。1つ目は「千里ニュータウン地域：自然豊かな景観や閑静な住宅街が広がる地域ということで、特性としまして、閑静な住宅街の景観を保全するとともに、自然と調和した景観形成を図る地域でございます。対象地域は千里ニュータウン地区地区計画の区域でございます。こちらは、土地利用の応じて規格基準を設定してありまして、住居系の地区として、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、一種住居地域を第一種特定地区、商業系地区として商業地域、近隣商業地域、準工業地域を第二種特定地区として区分しております。2つ目は「江坂駅周辺の地域」：交流拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域で、特性として商業・業務機能が高度に集積するにぎわいのある都市拠点の形成を図る地域でございます。対象地域は都市計画で特別用途地区として定めております江坂駅周辺特別商業業務地区を考えております。3つ目は「万博公園周辺の地域」文化・スポーツ・レクリエーション拠点として広域性の高い都市拠点の形成を図る地域で、特性としまして、吹田を代表する交流拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域でございます。対象地域はこちらも特別用途地区に定められている千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区を考えております。

次に、景観形成地区における地域区分として、既存の景観形成地区21地区を対象に上乘せ基準を設定したいと考えております。

次に5ページでございます。「(2) 地域区分に対応した規格基準の設定」ということで、下に、地域別の規格基準と景観誘導の考え方を記載しております。右欄には「新規規格基準」を記載していますが、この基準は、これまで景観協議の中で誘導してまいりました本市の指針と近隣市の基準を参考に設定しております。青文字は現行基準より強化しているところを示しております。

まずは、「制限緩和区域」です。景観誘導の考え方としましては、現行の規格基準を基本としつつ、壁面広告物の面積基準や突出広告物の基準を定めます。

屋上広告物については、現行の規格と同じとします。壁面広告物については、広告物の乱立を避けるため、面積制限を設けます。

突出広告物は、高さとお幅の制限を設けます。地上から離隔については、他法令と整合を図るため、建築限界を満足する基準としております。

地上設置型広告物は、広告板・広告塔の区別をなくし、現行の規格より強化します。前のスクリーンに、新規規格基準に適合するもの、不適合となるものの事例を示しております。

次に6ページ、「一般制限区域」です。景観誘導の考え方としましては、沿道サービス施設と住宅が混在している特性を踏まえ、一定の広告物が必要であるという考えのもと、現行の基準より強化します。

屋上広告物は、高さ基準を強化します。

壁面広告物は、高さと同面積基準を強化します。

突出広告は、「制限緩和区域」よりも出幅を強化し、歩行者の安全確保のため、道路上への突出しを禁止します。

地上設置型広告は、「制限緩和区域」より制限を強化しております。

次に7ページ、「重点制限区域」です。景観誘導の考え方としては、良好な環境で市民の生活が営まれるよう、広告物の乱立を防止するため、面積基準等を定めます。

屋上広告は、建物高さに対する比率での制限を設定します。

壁面広告は、「一般制限区域」の基準より表示面積を強化します。

突出広告は、「一般制限区域」の基準に掲出個数の制限を追加し、強化します。

地上設置型広告は、「一般制限区域」の基準より地上からの高さ・表示面積を強化します。

次に8ページ、「千里ニュータウン地域」です。景観誘導の考え方としては、閑静な住宅街や自然豊かな景観を阻害しないよう、広告物の掲出面積が過大とならない基準を設定します。千里ニュータウン第一種特定地区が住居系地域、第二種特定地区が商業系地域となります。第一種特定地区は、「重点制限区域」の基準を準用し、屋上広告物の高さ、壁面広告物の幅を強化しております。

第二種特定区域は、「制限緩和区域」の基準をベースとして、屋上広告物の制限を厳しく設定しております。

突出広告物・地上設置型広告は、「一般制限区域」の基準と同じにし、道路上への突出しを制限しております。

次に9ページ、「江坂駅・万博公園周辺の地域」です。両地域とも同じ基準となっております。景観誘導の考え方としては、吹田を代表する交流拠点として、来街者をもてなす上で必要最低限の規模の広告物が掲出できるよう配慮するとともに、地域の顔にふさわしい都市景観の誘導を図ります。これまで景観協議の中で積極的に誘導を図ってきた「屋上広告物を設置しない」という指針をしっかりと基準に設定します。他の広告物については、「制限緩和区域」の基準と同じとします。

次に、資料の10ページをご覧ください。

「2 地域景観の魅力向上」ということで、「特定（緩和・強化）地区を定める規定の追加」を考えております。今後のまちづくりの進捗や市民の気運の高まりに合わせ、屋外広告物のルール等を緩和あるいは強化する地区を定めることができるよう、条例に予め規定を定めるものでございます。

1つ目は「広告景観特定地区」で、特に良好な景観の形成を積極的に推進していく必要性が高い地区について、特別に設定するものでございます。2つ目は「広告物協定地区」で、良好な景観の形成や風致の維持を図るにあたって、地域住民等による自主的なルールとして定め、これを市が認定することにより公的な位置づけを与えることができるよう定めるものでございます。例えば、関大前や JR 吹田駅前な

どで、気運の高まりを後押しできたらなあと考えております。

次に、11 ページをお願いいたします。府条例では、知事が指定する道路や鉄道の両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域は、非自家用広告物が掲出できないという制限があります。これらを継承しつつ、わかりやすい区域設定にするものでございます。禁止区域の範囲は道路端より両側 100mに統一します。そして、新たに⑥番の府道箕面摂津線の一部と⑧番の都市計画道路十三高槻線の一部を追加指定します。

次に、資料の 12 ページをご覧ください。

「広告物の質の向上」ということで、「(1) 吹田市屋外広告物ガイドラインの策定」を考えております。法令を遵守することはもちろんですが、屋外広告物のデザインがさらに質の高いものとなるよう、ガイドラインを策定します。条例の規制基準は最低限遵守する基準とし、屋外広告物がより良好な景観形成に寄与するための「誘導基準」を設けます。区域区分ごとに定めた誘導基準の範囲内で計画してもらうよう事前協議等で誘導していきます。また、このガイドラインには、広告種別ごとの配慮事項や地域別の配慮事項について考え方や事例なども掲載したいと考えております。

次に 13 ページでございます。「(2) 事前協議制度の導入」ということで、許可申請が必要な広告物すべてを対象に許可申請の前に景観について事前協議を行います。事前協議では、条例の規格基準に適合させるとともに、先ほどのガイドラインを使用し、設置計画や設計に反映していただくというものでございます。

次に、14 ページでございます。「5 新たな広告形態への対応」ということで、「(1) 発光可変表示式広告物」でございます。現状としまして、広告物の表示面が発光して可変する広告物は、とくに沿道に設置される場合、眩しさから信号機や道路標識類の視認性が損なわれたり、運転者の注意散漫を招くなど、交通安全上の支障となることが懸念されます。課題として、現行の府条例にはこれ独自の規格基準がない、という状況でございます。上記の懸念に対応すべく、設置する地域に制限を設ける、ということを考えております。下段に具体的規格基準案を示しておりますが、「重点制限区域」及び「千里ニュータウン地域の住居系地域」で設置を禁止とするというものでございます。

次に、15 ページをお願いいたします。「(2) 電車又は自動車の外面を利用するもの」についてでございます。発光可変表示式広告物と同様、現行にない基準でございます。下段にあります規格基準は、近隣市ですでに運用されている豊中市屋外広告物条例の規格基準と同程度のものとしております。

次に、16 ページをお願いいたします。「6 役割等の明確化」でございます。「(1) 市等の責務」ということで、屋外広告物が条例に適合して表示、設置され、かつ適正に管理が行われるよう、市、広告主、屋外広告業者、市民等それぞれの責務を明

らかにするものでございます。

それから、「(2) 屋外広告業者の管理者の要件」でございます。屋外広告物を良好な状態に保持しておくためには補修その他の必要な管理を行う必要がありますが、広告物の適正な管理のためには、構造、材料、電気などの専門的な知識が要求されることから、管理者には広告物の規模等に応じて資格を有していることを求めるものでございます。

次に、17 ページをお願いいたします。「(3) 広告主等の氏名等の公表」でございます。現状と課題としまして、現行条例では罰則規定を設けておりますが、事実関係確認等の難しさなどから、罰則を適用することが非常に困難な状況と伺っております。そこで、悪質な条例違反があった場合には広告主の氏名を公表するものとします。流れにつきましては、図に記載している通りでございます。

次に、18 ページでございます。「7 適用除外規定の変更」ということで、適用除外となる自家用広告物の表示面積を現行規格基準の7㎡から5㎡に変更するというものでございます。こちらの適用除外規定については、今回意見をいただき、今後、庁内でもう少し議論を重ねたいと考えております。

次に、19 ページでございます。「8 屋外広告物条例の経過措置」ということで、市条例の新たな規制により改修等が必要となる既存の広告物に対して、新たな基準へ適合させるための猶予期間を設けるものでございます。対象となる広告物は、市条例施行の際に、大阪府屋外広告物条例の規定により適法に表示されている広告物でございます。市条例施行日から3年間を特定期間とし、この期間内に許可期間が満了し更新する場合には、府条例の規定を適用します。しかし、特定期間が終了した後の更新の場合には、是正計画書の提出を義務づけるなど市長が認めるものに限って、耐用年数満了日まで掲出することができるものとします。広告物の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数に基づくものとしたいと考えております。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

5. 質疑・応答（要点特記）

- A 委員 条例違反について、罰則適応は非常に困難なように思えますが、大阪府下で氏名を公表された事例はありますか。
- 徳永主任 公表された事例については大阪府内では、あまり聞いたことはなく、本市景観まちづくり条例においても公表の前例はありません。条例の中で公表や罰則などを設けておくことで、条例違反の抑止力となっていると考えています。
- 鳴海会長 20年近く前の話になりますが、大阪府下で、市民が違法広告物の除却等の権利を持って積極的に除却を行っている市で、掲示者の公表を行っていたと思

う。

- 徳永主任 今後研究します。
- B 委員 移動広告物とありますが、大阪地下鉄は、吹田市に含まれるのは、江坂までだが、全体をラッピングする電車が違反となりますか。
- 徳永主任 移動広告物の電車であれば、8 m²未満のものと8 m²以上のものに分けています。8 m²以上となると市長が別に定める基準としています。豊中市もそうですが、ガイドラインを設けており、基準ではなく、誘導しておられます。本市もそのように考えています。
- B 委員 春先になると、桜とキットカットなどの全体をラッピングした車両があしませんが、8 m²以上なので、ガイドラインを基に許可するということですか。
- 徳永主任 そのように考えています。ただ、何でも良いというわけではなく、例えば「色数は3色以内とする。」「開口部等で切り取られるなど不自然でないものとする。」など6.7項目あり、景観アドバイザー会議にもかけ、協議を行い、許可をしていくことを考えています。
- C 委員 大阪モノレールの場合は色数が3色以上のものがありますが、良いのですか。
- 徳永主任 「近似色は1色とみなす。」などがありますが、絶対にこれにするものではなく、アドバイザー会議などの中で協議を行い、良いデザインにしてもらうことを考えている。
- B 委員 楽しい部分もあるので、制限でなくなってしまうのはさみしい。
- D 委員 車体の中に向けての広告については、どのような扱いとなりますか。
- 徳永主任 車体の内側に向けて貼られている屋内広告物については屋外広告物の対象となりません。
- 久副会長 そもそも電車やバスは運賃で収入をえるものであって、広告媒体ではない。本来的な根本論でいうと移動広告物については、一定のブレーキをかける必要があります。窓も本来外を臨むものなので、本来あるべき姿ではない。ただ、景観ということ考えた時に、楽しいということも重要なため、アドバイザー会議やガイドラインを用いて楽しいデザインになるようにデザイン誘導をしていくために、景観アドバイザーやガイドラインの活用を行っていく。と理解して欲しい。
- 鳴海会長 他市にはなるが小中学生に絵を募集し特選をとったものでラッピングしてしまった。そもそも車体にはることを考えた絵ではないため、あまり良くなかったのも、このような例もあるので気を付けるようにして欲しい。
- E 委員 富山では、電車のラッピングは対象外となっています。レトロな景観をつくるために規制は必要ですが、ある程度許容している。新しい取組のためなかなか厳しい設定のように思えます。ただ、久副会長もおっしゃったように窓ガラスについては、指導をしていく方が良くと思います。また、富山では、罰則などではなく、

屋外広告物を表彰することによって良いデザインへ誘導を行っています。評価のポイントとしては屋外広告物だけでなくトータルデザインとして表彰しています。良いものがあると周りも見習い周辺の景観が良くなっています。表彰制度は早めに取り入れた方が良いと思います。

- A 委員 その表彰は各市町村単位で行っていますか。
- E 委員 富山では富山県が行っています。初めは順位をつけていただけですが、近年では、商工会議所や建築士会等に表彰に参加していただくことで、全体のデザインの質があがっています。
- F 委員 地区毎に区域を分けるのも重要ですが、吹田の場合、鉄道軸や道路軸なども重要に思えます。例えば新御堂沿いの景観は吹田市だけではないですが、非常に重要に思えます。地区毎であれば、屋上広告物が禁止であったり、掲出してもよかったり、風景が途切れ途切れになってしまいます。風景としてコントロールしていくのであれば、江坂周辺は議論していく方が良いと思います。他の規制などもあると思うので、いかに景観が道路の連続性をサポートしていけるのか検討していくべきだと思います。
- 徳永主任 屋外広告物の指針では、「屋上広告物は設置しない」となっています。これを基準にもっていくのは厳しいと感じているので、ガイドラインの中で誘導基準として設定し、事前協議の中でゆるやかに誘導していくように考えています。最低限守るべきものを基準としています。
- F 委員 ガイドラインは上乘せで規制或いは指導を行っていくという認識で良いですか。
- 徳永主任 そのように考えています。
- E 委員 発光可変は難しいと考えています。デザインのコントロールが難しいので、ガイドラインで緩やかに誘導するよりも、基本的には禁止で、内容やデザインについて協議を行い判断する方が良いと思います。
- 徳永主任 デジタルサイネージはこれから普及が予測されるので、今回は住居系のみで議論していましたが、全域にかけて検討していきます。
- E 委員 おおしく景観が変わる事が予想されるため、慎重に検討を行う方が良いと思います。
- 鳴海会長 適応除外の7㎡が5㎡になるということだが、近隣の市ではどのようにしていますか。
- 徳永主任 近隣市では7㎡としています。国交省のだしているガイドラインでは、禁止地域は5㎡以内、許可地域は10㎡以内が望ましいとなっています。ただ、地域区分ごとに変えている市もあります。また、広告種類で変えている市もあります。適用除外については、今後も検討をしていきます。

6. 案件説明

報告 景観まちづくり計画改定について

○ 隅田主査 《内容説明》

それでは、景観まちづくり計画改定についてご報告させていただきます。

まず、現在の景観まちづくり計画でございますが、平成19年3月に策定されたもので、地域らしさと潤いある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家等及び行政の協働による取組により、次代につながる良好な都市景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示したものです。この計画の目標年次が平成32年度となっておりますので来年度と再来年度の2ヵ年をかけて改定を予定しております。

平成31年度の予定でございますが、まずは、現状整理としまして、現行の景観まちづくり計画の策定後10年間の景観行政の現状整理と評価を行い、課題のあらいだしを行います。

あわせて、市民アンケート調査を行う予定でございます。

その後、新施策の検討といたしまして、公共デザインガイドライン、景観形成基準など見直しが必要であると判断したものについて検討を行い、スライドでは(仮称)景観まちづくりマスタープランとなっておりますが、景観まちづくり計画の改定案の作成を行います。

平成32年度に関しましては、景観まちづくり計画改定版の作成と合わせまして、市政80周年の周年事業といたしまして、景観のシンポジウムを開催し、景観賞などの顕彰制度を実施したいと考えております。

今後計画の改定を行うにあたり、検討項目といたしまして、「どのようにこれまでの取組みの評価を行うか。」という評価の方法や、また、「基本計画である景観まちづくり計画と、景観法の景観計画にあたる景観形成基準を現在のまま別でまとめるのか、或いは、他市で行われているような、基本計画と景観形成基準を1つの冊子でまとめるのか。」など様々な検討項目がございます。

次年度に入りましても、当審議会におきまして、様々なご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上が景観まちづくり計画改定についてのご報告でございます。

7. 質疑・応答 (要点特記)

- A 委員 茨木の阪急バスのアナウンスで「美観を損なう看板の設置は慎みましょう」というアナウンスがありますが、吹田市ではそのようなアナウンスはない。今後吹田市でもそのようなアナウンスをする予定はありますか。
- 隅田主査 阪急バスの方に確認したところ、昭和のころからアナウンスを行って

るようです。おそらく行政との連携の中でやっているようで、吹田市でも今後検討していきます。

8. 案件説明

その他報告 平成30年度景観行政について

○ 隅田主査 《内容説明》

それでは、平成30年度吹田市景観行政について、報告させていただきます。

本日は「景観計画区域における事前協議及び届出の状況」「景観アドバイザー会議」当審議会で諮問させていただいております「重点地区の指定」及び、「景観まちづくり活動補助金」、「景観アドバイザー派遣制度」「啓発活動」「表彰制度」について、ご報告させていただきます。

まず、はじめに本市では市域全域になりますが、景観計画区域における事前協議及び届出についてでございます。この図は、市内を6ブロックに分けた地域別の図で、円の中の下の黒色の数値が届出件数、上の赤色の数値がその内景観アドバイザー会議の案件となった件数となっております。件数が多い地域が「豊津・江坂・南吹田地域」と「千里ニュータウン・万博・阪大地域」となっており、「豊津・江坂・南吹田地域」では届出内容として、共同住宅と屋外広告物が大半となっております。また、千里ニュータウン・万博・阪大地域では、URの建て替えや府営住宅の建て替えそれに伴う民活用地での建設、また、戸建て住宅の建て替えに伴う、擁壁のやり替えなどが多くなっております。届出の内容から、土地利用の大まかな流れが少し見えてきます。

まずは、豊津・江坂・南吹田地域の写真でございます。特に垂水町や江坂町などでは、間口の狭い敷地に高層の共同住宅の計画が多くなっています。間口が狭く、植栽空間を設ける場所に余裕がないため、効果的な植栽計画が必要となります。

つづきまして、千里ニュータウン地域の写真です。府営住宅やURの建て替えが多く行われております。

こちらはJR岸辺駅前の北大阪健康医療都市の写真でございます。国立循環器病研究センターや市民病院などが完成しております。

次に、事前協議及び届出手続きの状況でございます。データは昨日3月27日現在のものでございますが、届出件数は254件、うち建築行為は160件の景観の届出がありました。

届出としまして建築行為、工作物、開発行為など兼ねる場合がありますので、各行為の合計と届出件数はイコールとなりません。市との事前協議の中での誘導に対して事業者が何らかの対応をしていただいた事項を項目別に反映率として出しましたのが、スライドに載せております「協議反映率」です。敷際には88.5%と一番高く協議内容を反映していただいている状況でございます。敷際の協議として例え

ば、隣地境界沿いのフェンスについてですが、特に江坂町では、間口が狭く、植栽空間が限られていることから、隣地との植栽がつながって見えるように、道路際のフェンスは少し控えて設置していただくように協議を行っております。また、オレンジ色の塗装で表示することが多い、避難ハッチの降下位置表示ですが、道路から見える場所については、消防の協力もあり、タイルの色を変えることやピン表示とするなど景観に配慮した形としていただくよう、協議しております。

続きまして、景観アドバイザー会議について、でございます。景観アドバイザー会議は3名のアドバイザーで原則月2回実施しております。

今年度は24回開催し、案件が62件ございました。届出の対象となる新築の建築物の全て、また、行政が行う事業についても幅広く相談を受けております。

行政相談としまして、例えば北大阪健康医療都市の交通広場や健康増進広場、公共サインや公用車のラッピングなども景観アドバイザー会議で意見をいただいております。

共同住宅でよく協議される内容は、外壁の色彩についての他、左上の写真のような、道路に一番近い場所に設けられることの多いごみ置き場のしつらえについて、また、右上の写真のように、敷地に余裕のない場合などでも、歩道の空間を少しでも良くするように植栽をしていただくなど、また、左下のように、道路からの視認性が高い駐車場を、景観に配慮した路面仕上げにさせていただくなどの協議を行っております。

左上写真は、当物件の機械式駐車場が前面道路側に配置されるため、目隠しのフェンスによる、圧迫感の低減を行いました。また、道路空間に配慮し、前面に植栽をほどこしております。

また、左下の写真でございますが、公園が隣接するため、隣地境界をフェンス等ではなく植栽で仕切ることで、一体感ができるようにされております。

右下の写真は、プレイロットの写真で、当初は1.8M程度の高いフェンスで区切られておりましたが、前面道路際は低いフェンスにさせていただいております。これらの一つ一つの積み重ねが、今後つながっていき、景観に配慮したまちなみが形成されていくことを、担当としても期待をしております。

続きまして、今年度指定を行いました重点地区でございます。こちらは3月14日の写真でございます。左は千里丘北地区D地区、ミリカヒルズの写真でございます。

右は円山町地区の写真で、今後戸建て約300戸の建設が開始される予定でございます。

続きまして、景観まちづくり活動補助金についてでございます。今年度は、平成29年度からの「好いたまちづくり研究会」と「関大前の景観を考える会」の2団体に加え、3月16日に新駅が開業いたしました、南吹田駅周辺まちづくり推進市民協議会の3団体でございました。

南吹田駅周辺まちづくり推進市民協議会は、新駅ができることによって新たな土地利用が予想されるなか、地域のルールとして、「南吹田駅かいわい、まちづくりマナーBOOK」を作成されております。

好いたまちづくり研究会は、旭通商店街の一本西に位置する新旭町通食品街を対象として、活気あふれる商店街を目標に、空き店舗へのテナントリーシングを行っております。まずは新旭町通食品街を知っていただくために、毎月ライブイベントを行うなどの活動されており、今月の初旬に新たに1店舗オープンするなど、徐々に活動が広がっております。

関大前の景観を考える会は、関大前にある公園を対象にアイデアコンペを行い、周辺住民やSNSなどで多く票を集めた「関大前イルミネーション」という提案について、実際の店舗と協力して実験を行いました。

最終の実績報告は次年度6月頃予定しております、当審議会でご報告させていただきます。

続きまして景観アドバイザー派遣制度についてです。今年度の景観アドバイザー派遣は3回行っております。

1件目は、景観まちづくり活動補助金でも紹介させていただきました、関大前の景観を考える会の、関大前通り景観デザインコンテストの審査員として。

2、3件目は、山田西ショッピングタウンの景観のルールづくりに対する助言を行いました。

山田西ショッピングタウンは、左下の写真のような商店街で、イズミヤや公社の住宅、個人商店、また、商店街中央部には樹木があるなど特徴のある商店街です。

多様な属性の方が集まっていますが、リニューアルに合わせて、統一感のあるショッピングタウンとするために景観のルール作りを行っています。

続きまして啓発活動についてです。「いいでしょこのまち作品展」は市民の方々から、「吹田のいいでしょ」と思うまちなみ、場所の写真や絵を募集し、応募いただいた作品を展示しております。この作品展は平成23年度より行っており、今年度までに約400作品が集まっております。今年度の作品数は88点あり、太陽の塔とエキスポシティの観覧車の写真や、北大阪健康医療都市の写真が多く集められるなど、市民の関心の高い開発や建物が分かります。

また毎年6月1日の都市景観の日に合わせて行っている景観パネル展では、今年度6月に運用を開始した「内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドライン」を中心に景観について紹介しました。

この内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドラインは該当地域で建築等をされる方に窓口で内容を説明し配布をおこなっております。

屋外広告物条例制定に向けた取組として、9月18日から28日まで、市役所ロビーで屋外広告物パネル展を行いました。

内容は左下の写真のような、良いと思う写真の方にシールをはってもらふコーナーや他市の広告物賞等に選ばれた良い広告物についての紹介コーナーなどを設け、屋外広告物について知っていただく取組を行っております。

また、屋外広告物パネル展につきましては、今後千里ニュータウンプラザ、花とみどりの情報センター等市内6箇所で出張パネル展を実施いたします。

最後に大阪府の表彰制度で、今年度に吹田市内の物件が何件か選ばれておりますので、ご紹介させていただきます。

まずは、第38回大阪まちなみ賞の奨励賞に、片山町の吹田グリーンプレイスが選出されております。

第8回みどりのまちづくり賞、審査員特別賞としまして、佐竹台に戸建て開発されました、FOREST SATAKEDA Iが選ばれております。

また、おおさか環境にやさしい建築賞、住宅部門賞としまして、市営新佐竹台住宅が選ばれております。

以上が平成30年度の景観行政のご報告でございます。

9. 質疑・応答（要点特記）

- E委員 事前協議での反映率は大変興味深いため、今後はこのようなことを公表していくことや、当審議会等でも取り上げていくと良いと思います。
- 久副会長 吹田市の景観担当は、他市と比べても大変精力的に景観の啓発活動をされている。何をやりただけでなく、実際の市民の方の声なども、報告していただけると分かりやすい。パネル展等で市民の方の声を聞くことで、改善のきっかけにもなるので、できる限り生の声を聞くようにした方が良いと思います。
- B委員 パネル展は、読み込むのに時間がかかるので、PR映像など、分かりやすい方法があれば良いと思います。
- E委員 南吹田新駅のマナーBOOKは審議会に配っていただけますか。
- 渡辺主幹 次回の審議会に配らせていただきます。

10. 閉会